

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 感染防止対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、良質で適切な医療提供の基本となるものです。当院では、患者様やご家族様をはじめ、病院に関わるすべての人たちを感染から守るために「標準予防策（スタンダードプリコーション）」を基本とした感染対策を遵守しています。また、病院内外の感染症情報を収集し、院内感染発生の予防と、発生時の速やかな対応に努めています。

2. 感染対策に関する取り組み事項

1) 院内感染対策組織に関する事項

感染対策に関する問題点を把握し、改善する院内感染対策活動の役割を担うために、病院長の諮問機関として感染防止対策委員会を設置しています。

また、医師、看護師、薬剤師、検査技師で構成した感染制御チーム設置し、週1回のラウンドを行い、感染問題や抗菌薬の適正使用に迅速に対応しています。

2) 院内感染対策教育に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、研修会を開催しています

3) 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は、委員会から各部署に知らせ、注意喚起を行います。感染防止対策委員会に各種分離菌月報を作成して提出し、検出状況を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

4) 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、速やかに現状の確認、疫学的調査、感染対策の徹底などを行い、感染拡大を防止します。状況は随時、病院管理者に報告されます。届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて行政機関に報告します。地域の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

5) 患者様への情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

6) その他

感染防止対策推進のため、ガイドラインを参考に「院内感染対策マニュアル」を整備し、職員への周知徹底を図っています。